

## 石綿(アスベスト)に関する相談窓口のお知らせ

三郷市環境経済部環境保全課

三郷市では石綿(アスベスト)による相談窓口・問い合わせ先等の一覧を作成いたしましたので、下記一覧を参考のうえ相談・問い合わせください。

### 1 石綿(アスベスト)に関する問い合わせ先

| 埼玉県        |                                 |                            | 三郷市                  |
|------------|---------------------------------|----------------------------|----------------------|
| 相談内容       | 県庁内の担当課                         | 県の地域機関                     | 市の担当課                |
| 環境影響全般について | 青空再生課 規制担当<br>048-830-3058      | 越谷環境管理事務所<br>966-2311      | 環境保全課<br>930-7716    |
| 廃石綿に関する事   | 廃棄物指導課 指導担当<br>048-830-3135     |                            | 資源リサイクル課<br>930-7718 |
| 健康相談に関する事  | 健康づくり支援課 健康増進担当<br>048-830-3578 | 越谷保健所<br>964-1266          | 健康推進課<br>930-7771    |
| 建築物に関する事   | 建築指導課 防災指導担当<br>048-830-5525    | 越谷県土整備事務所<br>964-5260      | 開発指導課<br>930-7743    |
|            |                                 |                            | 営繕課（公共施設）930-7739    |
| 労働環境に関する事  | 東部地域振興センター<br>048-737-1110      | 春日部労働基準監督署<br>048-735-5226 | 産業振興課<br>930-7721    |

### 2 県内で石綿の含有分析可能な機関

|                 |                    |              |
|-----------------|--------------------|--------------|
| (財) 埼玉県健康づくり事業団 | さいたま市桜区上大久保519     | 048-859-5381 |
| (株) 産業分析センター    | 草加市谷塚町405          | 924-7151     |
| 日本環境（株）埼玉支店     | さいたま市緑区東大門2-2-14   | 048-812-6222 |
| (社) 埼玉県環境検査研究協会 | さいたま市大宮区上小町1450-11 | 048-649-5499 |

※ その他こちらをご覧ください

埼玉県環境計量協議会員 <http://www.saikankyo.jp/kaiin.html>

### 3 建築物の解体などをする際の石綿(アスベスト)について

石綿(アスベスト)が使用されている建築物は、その建築物の床面積・構造等にかかわらず、石綿が飛散しないように解体しなければなりません。

- ・建築物の解体を依頼するかたは、石綿等の使用の有無を調査し、解体工事などを請け負う事業者に伝えなければなりません。
- ・解体は各種法令に基づき、適切に行ってください。
- ・解体などを行う作業員には防じんマスク、作業衣等を着用させなければなりません。
- ・石綿を含む廃棄物の処理は、知事等の許可を受けている業者に委託して行ってください。

#### 問い合わせ

- \* 石綿障害予防規則に関して  
春日部労働基準監督署  
TEL 048(735)5226
- \* 大気汚染防止法、廃棄物の処理に関して  
越谷環境管理事務所  
TEL (966)2311
- \* 建設リサイクル法に関して  
越谷県土整備事務所  
TEL (964)5260

石綿を使用している建物解体・補修時には、以下の区分ごとに各種法令に基づく対策が必要です。

(届出の方法、必要な石綿対策等の詳細については、下記連絡先にご相談ください)

| 解体する建築物の種類                                          |                                                            | 石綿に関する必要な対策                                                         | 関係法令                           | 問い合わせ先<br>(届出先) |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------|
| 吹き付け石綿等                                             | 吹き付け石綿、石綿含有吹き付け材が使用されている <u>全ての耐火・準耐火建築物</u>               | ・ <u>届出</u> (作業の14日前まで)<br>・作業場の隔離<br>・吹き付け石綿等の湿潤化等                 | 労働安全衛生法<br>(労働安全衛生規則、石綿障害予防規則) | 春日部労働基準監督署      |
|                                                     | 吹き付け石綿・石綿含有吹き付け材が使用されている <u>全ての建築物</u> (耐火・準耐火以外)          | ・ <u>届出</u> (あらかじめ)<br>・作業場の隔離<br>・吹き付け石綿等の湿潤化等                     |                                |                 |
|                                                     | 石綿(又は石綿含有吹き付け材)の <u>吹き付け面積が50㎡以上かつ床面積500㎡以上</u> の耐火・準耐火建築物 | ・ <u>届出</u> (作業の14日前まで)<br>・作業場の隔離<br>・集じん・排気装置の設置<br>・吹き付け石綿等の湿潤化等 | 大気汚染防止法                        | 越谷環境管理事務所       |
| 石綿含有保温材、石綿耐火被覆材、石綿含有断熱材が使用されている <u>全ての建築物</u>       |                                                            | ・ <u>届出</u> (あらかじめ)<br>・石綿含有建材等の湿潤化等                                | 労働安全衛生法<br>(石綿障害予防規則)          | 春日部労働基準監督署      |
| 石綿含有スレート(屋根材)、サイディングボード(外壁材)等が使用されている <u>全ての建築物</u> |                                                            | ・石綿含有建材等の湿潤化等                                                       |                                |                 |

※ 労働安全衛生法、大気汚染防止法については、建築物の解体をしないで石綿等の除去工事のみを行う際にも届出等が必要ですので、ご注意ください。

※ 床面積80㎡以上の建築物(石綿等の使用の有無を問いません)の解体を行う際には作業の7日前までに建設リサイクル法に基づく届出を越谷県土整備事務所に提出する必要があります。